主 文

申請人の申請を却下する。 申請費用は申請人の負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求める裁判

一 申請の趣旨

- 1 被申請人は、別紙目録記載(一)の店舗に設置されているシヤツター及び広告 灯等に表示された菅次堂大路店なる文字を抹消しなければならない。
- 2 被申請人が本決定正本送達の日から三日以内に前項の文字の抹消をしないときは、大津地方裁判所執行官は、これを抹消することができる。
- 3 被申請人は、別紙目録(二)記載の営業について同目録(三)記載の商号を使用してはならない。
- ニ 申請の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

- 申請の理由

1 当事者

- (一) 申請人は昭和三七年一〇月一五日に設立以来、滋賀県草津市<以下略>に本店を置き、同所において、「株式会社菅次堂」なる商号を用いて電気器具及び附属品並びに時計及び眼鏡類の販売・修理業等を営んでいる。
- (二) 申請人の右商号は、大津地方法務局草津出張所の商業登記簿に登記されている。
- (三) 被申請人は、申請人の代表取締役Aの次弟であり、昭和五五年七月三〇日まで申請人の取締役として申請人大路店の営業を担当していた。 2 被保全権利
- (一) (1) 被申請人は昭和五五年八月以降、申請人とは何ら関係のない個人として、滋賀県草津市<以下略>において、申請人の前記商号と同一又は類似の「菅次堂大路店」あるいは「スガジド(ウ)大路店」なる商号を用いて申請人と同一の営業である電気器具及び附属品の販売・修理業を営んでいる。
- (2) 右商号使用は、一般公衆をして申請人の旧店舗である「株式会社菅次堂大路店」がそのまま存続しているもののように誤認させ、申請人と被申請人が混同されることは必至であり、現に取引先などが再三にわたり注文もしていない商品を届けたり、間違つて請求書を送つてきたりするという事態が生じている。
- (二) 被申請人は申請人と同市内において、申請人の営業と同一の営業のために、申請人の登記した商号と同一又は類似の商号をいるのは申請人の日本のと推定されるののの商法二の旧様に、申請人の登記したでは類似の商号をは明正の高いでは申請人の目的があると推定されるののようとして申請人の目的があるとでは申請人のとしているのでは自己のでは、国鉄草津駅構内に設置されている申請人と、日本では、国鉄草津駅構内に設置は東京では申請人とでは、日本では申請人の方とのののである。 (二) 被申請人は申請人と同一の商法に申請人の同意法に申請人の日本の日本の日本ののののの一のの一のの一のの一のの一のの当業と同一のの当業と同一のの目標を表現にいるのの目標を表現の目前人が被申請人の当時人の当時の目的があることは明らかである。
- 3 保全の必要性
- (一) 申請人の顧客の多くは被申請人の店舗を申請人の店舗であると誤認して取引をなし、その顧客を被申請人に奪われることによつて申請人が受ける営業上の打撃は極めて大きい。また、実情を知らない取引先や仕入先などが申請人と被申請人を混同誤認して、被申請人の取引先からの請求書が申請人に送付されたり、又申請人の注文していない商品が仕入先から誤つて申請人に届けられたりなどすることがしばしばあり申請人の営業面での混乱も大きい。
- (二) 本件申請は被申請人の営業行為そのものの差止を求めるものではなくその

商号使用の差止を求めるにとどまるものであるところ、その使用差止によつて被申請人の受ける不利益は殆んどないかそれほど大きいものではない、即ち被申請人が得意先等に商号変更の通知を行うことにより営業上の不利益は回避することが可能であるのに対し、商号の誤認混同によつて受ける申請人の損害は将来にわたり継続し増大する一方であるからその不利益は大きく顕著であること及び商法二三条等の規定により被申請人の取引上の債務について申請人が連帯責任を負う危険があることなどを考えれば本件差止めを認むべき緊急性は極めて高い。

二 申請の理由に対する答弁 1 申請の理由1の(一)及び(二)は認める。同(三)については、被申請人は 会社創設以来専務取締役の地位にあり、大路店の営業担当のみならず、会社全体の 経営、営業等を実質的に主宰していたものである。

申請の理由2の(一)(1)について、申請人の商号と被申請人の商号が類似 しているとの主張は争い、その余の事実は認める。同(2)の主張は争う。即ち、 申請人は被申請人が取締役を退任後、直ちに得意先や顧客に対し「被申請人は会社と関係ない。別個のものだ。」という葉書等を送付したり、同旨の大看板を設置したり、あるいは電話又は口頭で再三にわたり同旨を宣伝したりした(その目的は被 申請人への営業の妨害にもあつた)ので、得意先や顧客は兄弟間に紛争を生じた結 果分離独立したことを知悉しており、申請人と被申請人を誤認混同することはない。同(二)について、不正競争の目的があることは否認する。即ち、「菅次堂 「菅次堂」 は大正ころまでは金細工で一定の名をなしていたが、先代Bの時代に没落し、 は廃止されていた。被申請人は復員後、申請人の本店所在地において個人で電気小 売商を開業し、破産状態に陥り一時期使用されていなかつた「菅次堂」という名称 を復活させた。昭和二六年に被申請人の兄Aが復員後、兄弟協力して営業に当つて きたが、経営の主体は被申請人であつた。昭和三七年一〇月一八日に至り、 堂」を株式会社とするに際し、被申請人は兄Aを立てて同人を代表取締役に、 らは専務取締役となつたが、所有株式数は、発行済株式数二〇〇〇株のうち各六四 〇株を有し両者平等とした。その後、昭和三九年に現在被申請人の居住する肩書地 に「菅次堂大路店」を開店し、その営業を担当するとともに、会社の経営、仕入れ、営業等の一切を担当してきた。右の如く、被申請人は没落した「菅次堂」という名称を自からが主として復興し、株式会社になつてからも主として被申請人の営業上の努力によって「株式会社菅次堂」はその信用、名声を得てきたのである。従 つて、本件は赤の他人が全く独立、勝手に有名商店の商号を使用して、その混同誤 認の下に顧客を誘引しようとする事例ではなく、被申請人は自からの固有の商号 (即ち、申請人は株式会社とはいえ、いわゆる同族経営的個人会社であり、その実 際の経営主体は被申請人であつたから被申請人の固有の商号が吸収消滅したわけで はなく、大路店開設後は「菅次堂大路店」を被申請人固有の商号として「株式会社 菅次堂」と別個独立に存続してきたものである)として本件の商号を使用しているにすぎず不正競争の目的をもつて類似商号を使用するものではない。また草津駅前 の看板の件は、駸々堂の担当者が広告期限が切れたので申請人方を訪れたところ、 「もう、けつこう」というような気のない返事をしたので担当者が広告の掲載をや めたものと理解して被申請人に広告掲載の話を持ちかけたため、被申請人は「向う の店はどう言つているのか」と聞き、「断わられたようだ」と言うので契約をした にすぎず不正競争、営業妨害の意図は全くない。 抗弁

1 許諾の抗弁

昭和五五年七月二七日に、被申請人、申請人代表取締役A、同取締役Cの三者間において、「(一)今後は会社と被申請人の営業を分離独立させ、それぞれ独立採算制で経営する。(二)内部の財務を分割し、その比率は後日検討する。(三)一、二年後には完全独立する。」との合意が成立した。その際、被申請人が分離独立して経営することとなる「大路店」の商号は、「菅次堂大路店」とすることが当然のこととして合意されたのであり、本件商号使用については明示若しくは黙示の許諾があつた。

2 権利濫用、信義則違反の抗弁

前記二記載のとおり被申請人が「菅次堂」を復興したこと、兄弟会社、同族会社の場合に分裂分家して「〇〇〇××店」と名乗る例は多々あり、これに対し商号使用差止の問題はおきていないのが健全な商慣習であるところ、本件申請は商慣習であるところ、本件申請は、商慣習に反すること、商号使用に許諾があること等の事情を総合すれば、本件申請が権利濫用、信義則違反となるのは明らかである。

四 抗弁に対する答弁

1 抗弁1は否認する。但し、昭和五五年七月七日以前に申請人の本店と大路店の営業を独立採算制に移行する旨の協議がなされたことはあるが、右独立は一、二年後であり、それまでに内部の財務分割について協議検討を行うこととされていたところ、その協議が成立していないにも拘らず、右同日以降被申請人は一方的に全くの独断による「独立」を図つたものであつて以来申請人と被申請人とは完全な絶縁状態にある。右状況下では、同月二七日に、申請人が被申請人に対し「菅次堂大路店」の商号は不要許名

2 抗弁2は否認する。 第三 当裁判所の判断

ー 結論を示せば、被申請人の本件商号使用が不正競争の目的をもつてするものであるとは認められない。以下に理由を述べる。

二 商法二〇条一項にいう「不正ノ競争ノ目的」とは、世人に自己の営業を既登記 商号権者の営業と混同誤認させることにより競争しようとする目的、換言すれば既 登記商号の有する信用ないし経済的価値を自己の営業に利用する意図をいう。

三 同条二項の推定は、既登記商号と同一の商号を使用する場合に適用されると解されるところ、本件における申請人の既登記商号は「株式会社菅次堂」であり、被申請人の使用する商号は「菅次堂大路店」、「スカジドウ大路店」あるいは「スガジド大路店」であるから彼此同一であるとはいえず、同条二項の適用はない。

四 当事者間に争いのない事実及び当事者双方の疎明によれば、「株式会社管次堂」という商号は、江戸時代後期の文化文政時代、膳所において名金工として知られた初代Dの名前にちなんだものであること、「菅次堂」という名称は大正時代までは金細工業で名をなしていたが申請人らの先代Bの代に衰微し廃業同然とならでは金細工業で名をなしていたが申請人は時計やラジオの修理、組立技術を修得し、母の手助けをして時計、ラジオ、カメラ等の販売や修理に携つていたこと、後年請人が復員した昭和二〇年から申請人が復員した同二四年一一月までの間は被申請人が母を助けて時計・ラジオ商を営んでいたこと、被申請人が復員した当時、「菅次党」という名称は信用を失っていたので「密材時計を上しる名称は信用を失っていたので「密材時計を上しる名称は信用を失っていたので「密材時計を上しる名称は信用を失っていたので「密材時計を上しる名称は信用を失っていたので「密材時計を出ている名称は信用を失っていたので「密材時計を出ている名称は信用を失っていたので「密材時計を出ている名称は信用を失っていたので「密材時計を出ている名称は信用を失っていたので「密材時計を出ている名称は信用を失っていたので「密材時計を出ている名称は信用を失っていたので「密材時計を出ている名称は、「一般ないる)といる名称は、「一般ないる)といる。

所地において営業を継続していること、以上の事実が一応認められる。

かつたりなどして、ことさらに申請人の営業を妨害しているとの主張もなしているところ、右諸行為が営業上の信義に反するものとして問題となることは考えられるけれども、被申請人が申請人の営業を妨害する意図を有しているとしても、これをもつて直ちに商法二〇条にいう不正競争目的があるとはいえないことは右に述べたとおりである。

2 ところで、「菅次堂」という名称を復興させた経緯に関する当事者双方の主張には相当の隔たりがあるけれども、前記疎明された事実によれば、没落し一時期その使用もなされていなかつた「菅次堂」という名称を復興し得たのはA、E兄弟とその母との努力によるものというべきであり、少なくとも昭和二五年ころ以降は兄弟が相協力して「菅次堂」の営業に当つてきたものと認められる。

六 結局、本件に顕れた全疎明資料によるも、被申請人が不正競争の目的を有するとは認められない。従つてその余の点について判断するまでもなく本件申請はその理由がないから却下することとし、申請費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり決定する。

(裁判官 佐●哲生)

目録(一)~(三)(省略)